

回答 密 証

一、該業ニ達制セナルコト

回答 容 証

一、日本労働總同盟ニ公認スルコト

回答 保 留

一、今回、事件ニ向シテハ該業者、古十、川事

回答 参 處

以 上

一、事業主側ニ動靜

工場、八月二十五日ヨリ臨時休業シ

一、従業員側ニ動靜

従業員側、未シテ争議、同本部ヲ設ケス、工場、一隅ヲ借受ケ、事業主側、回答ニ依リ更ニ封鎖ヲ決スル意図ナ

右及申(通)報候也

款 額 書

- 一、現並、平賃ヲ本給ニ標準入レ、債銀三割増トスルコト
- 一、現在、請負単価ヲ三割増トスルコト
- 一、礦業ハ三分増トスルコト
- 一、第一半三、日賃ヲ分体トシ日給ヲ文給スルコト
- 一、駄味納里ノ場合ハ日給金額ヲ大給スルコト
- 一、休憩所、設置(茶石炭、給具)スルコト
- 一、衛生設備ヲ完備スルコト
- 一、年二回ノ資興ヲ文給スルコト
- 一、退職手当ヲ別途支給スルコト
- 一、礦業七時半以上、場合ハ食事時間三十分設ケラレタシ
- 一、健康保険給與金シ全社ニ於クニ一體立場ラレタシ
- 一、機業ヲ新規カルコト
- 一、日本労働同盟ニ公認リタシ
- 一、今回、条件ニ于クニハ准許ニ係る者ヲ安否シコト

以 上

昭和六年十一月二十二日

薄森高志

薄森高等工場
従業員一同

工場主
薄森高等工場